毎週火・金曜日発行



見る 日

9.
禾
B
ļ
1
幸

教育委員会規則

報

目

次

ページ

総務課)..... 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(一五・教育庁

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則 (一六・義務教育

課) 1

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則 (一八・特別支援教育課) 2 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則 (一七・高校教育課) 1

秋田県立特殊教育学校の生徒の募集......2 教育委員会公告

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程 (六・企業局総務課) 3 公営企業管理規程

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十六年十月六日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十

三号)の一部を次のように改正する

第六十九条中「十月九日」を「十二月二十八日」に改め、「休日、」を削る。 則

> この規則は、 公布の日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十六年十月六日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十六号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

(費負担教職員の定数を定める規則 (昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

	_	-	']			5	担				
		A			別 表 中						
	III	郃									
	E	4			가		Ŧ	Ð			
	#	1/			郷		部				
	*	"			E	4	- 馬				
					-13-	-	#	<u>\</u>			
	25	54			*	*	*	"			
	_	5			14	27	25	54			
	_	0			_	2	_	5			
	_	5			0	_	_	0			
	28	64			_	2	_	5			
_											
íć				16	32	28	64				
				_							
Ē	<u></u>	-	H			7	Ξ				

	∄	#	È	à					
	2	#	E	4					
	#	-	-13-	-					
	"	"	"	"					
	18	29	20	27					
	1	З	1	2					
	1	0	0	1					
	1	3	1	2					
	21	35	22	32					
をっっ									
	#K								

畿 禺

"	=		ي ا		
			#	-	-8
52	83		"	"	"
ω	7		18	29	20
_	2		_	ω	_
ω	7		_	0	О
59	99		_	ω	_
に と を る	こ女		21	35	22
2	3	_			_

附 則

<u>_</u> -

この規則は、 平成十六年十一月一日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十六年十月六日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十七号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

に改正する。 秋田県立高等学校学則 (平成元年秋田県教育委員会規則第六号) の一部を次のよう

別表一の表秋田県立六郷高等学校の項中「仙北郡六郷町」を「仙北郡美郷町」に改

附 則

この規則は、平成十六年十一月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十六年十月六日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第十八号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

のように改正する。 秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次

中「二四」を「三五」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「三〇」を「二七」 校天王みどり学園の項中「二四」を「二七」に改め、 に改め、同表秋田県立稲川養護学校の項中「二四」を「二七」に改める。 別表秋田県立能代養護学校の項中「五一」を「四八」に改め、同表秋田県立養護学 同表秋田県立ゆり養護学校の項

この規則は、平成十七年四月一日から施行する

秋

教 育 委 員 会 公 告

和六十年秋田県教育委員会規則第八号) 第九条の規定により、公告する。 に幼稚部に入学する幼児を次のとおり募集するので、秋田県立特殊教育学校学則(昭 平成十七年度に秋田県立特殊教育学校高等部及び高等部専攻科に入学する生徒並び

平成十六年十月六日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

高等部及び高等部専攻科の課程

入学願書の提出期日及び提出先

提出期日 平成十七年一月十七日 (月) から同月二十七日 (木) まで

提出先 各志願先特殊教育学校長

入学選考期日及び選考内容 期日 平成十七年三月四日(金)

募集する学校名、部科名、学科名及び人員 各特殊教育学校の志願者の実態に応じて面接等を行う。

秋田	秋田	秋	秋	秋	天秋	秋	秋			秋				秋		
秋田県立大曲養護学校	秋田県立ゆり養護学校	秋田県立勝平養護学校	秋田県立栗田養護学校	秋田県立秋田養護学校	王みどり学田県立養護学	秋田県立能代養護学校	秋田県立比内養護学校			田				田		学
文	立	立勝	皇	並	み完立	立能	立			県				県		
曲	ij	平	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		ど黄	೭	内			立			立 盲			校
養護	養	養 護	を を を を で で で で で を で の で の で の で の で の	養 護	り護	養 護	養 護			聾 る				盲		_
学	学	学	学	学		学	学			学				学		名
		-			園校					校				校		
高	高	高	高	高	高	高	高	高 等	事		高		高等	Ē	5	部
等	等	等	等	等	等	等	等	白貝	祁 享		等		高等部専攻科		手	科
部	部	部	部	部	部	部	部	高等部専攻科		部		攻 科	至	詔	名	
普	普	普	普	普	普	普	普	印	産	印	産	普	理	保	普	
																学
								刷	業	刷	業			健		J
通	通	通	通	通	通	通	通	情	技	情	技	通	療	理	通	科
								報	術	報	術			療		_
						<i></i> .1							ı			名
科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	慕
×	_ ×	_ ×		_ ×	×	×		×	_ ×	_ ×	_ ×	_ ×	_ ×	_ ×	_ ×	募 集
一 力.	<u>ー</u> カ.	八	四名	ー 四	_	六	四名	力 .) カ.		Л	八	 カ.	Л	Л	人員
九名	九名	八名	名	四名	名	六名	名	九名	九名	八名	八名	八名	九 名	八名	八名	貝

	秋田県立稲川養護学校	秋田県立横手養護学校
	高	高
Ī	等	等
- 	部	部
	普	普
	通	通
	科	科
	男 女	男女
	- - 名	八名

幼稚部の課程四、合格者の発 合格者の発表 平成十七年三月十一日 (金)

募集学校 秋田県立聾学校

募集人員 男女五名

入学願書の提出期日及び提出先

就学相談及び選考期日 平成十七年二月十八日 (金) 提出先
秋田市土崎港北二丁目十七番七十号 提出期日 平成十七年一月十七日 (月) から同月二十七日 (木) まで 秋田県立聾学校長

営 企 業 管 理 規 程

公

合格者の発表 平成十七年三月十一日 (金)

秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。 平成十六年十月六日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

秋

秋田県公営企業管理規程第六号 秋田県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業局企業職員給与規程 (昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の

第二十条第四項中「十月九日」を「十二月二十八日」に改める。

部を次のように改正する。

この規程は、公布の日から施行する。

3

購読料金 一月三千六百七十五円(税込) 秋田市山王四丁目一番一号 飛行者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日本 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社 和 原 印 刷 社

